

平成18年12月5日

規制改革・民間開放推進会議 提出資料

参考資料2

【資料一覧】

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------|-----------|
| 1. 関係法令一覧 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P. 1 |
| 2. 学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いについて | ・・・・ | P. 2 ~ 3 |
| (平成18年6月26日 事務連絡 文部科学省発出) | | |
| 3. 平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領(抜粋) | ・・・・ | P. 4 |
| 4. 教職大学院修了者の採用・待遇について | ・・・・・・・・ | P. 5 |
| 今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) | | |
| (平成18年7月11日 中央教育審議会)より抜粋 | | |
| 5. 児童生徒・保護者による教員評価、学校評価の具体例(2校) | ・・・・ | P. 6 ~ 11 |

関連法令一覧

1. 学校選択制の普及促進

学校教育法施行令 第8条

市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

学校教育法施行規則 第32条

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項 の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

学校教育法施行規則 第33条

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条 の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

2. 児童生徒・保護者の意向を反映した学校評価・教員評価

小学校（中学校）学校設置基準 第2条

小学校（中学校）は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校（中学校）の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3. 学校に関する情報公開の徹底、全国学力・学習状況調査の結果の公表等

小学校（中学校）学校設置基準 第3条

小学校（中学校）は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

事務連絡
平成18年6月26日

各都道府県・指定都市教育委員会就学校務担当課 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについては、平成18年3月30日付けで文部科学省初等中等教育局長から通知するとともに「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」を作成し配付したところですが、市町村教育委員会において就学校の変更を相当と認める具体的な事由を定める際には、下記のことご留意いただくようお願いします。

なお、ご参考までに、上記通知及び上記事例集に関する規制改革・民間開放推進会議の意見（平成18年4月19日付け）並びに同意見に対する文部科学省の回答（平成18年5月15日付け）を添付します。

おって、都道府県教育委員会にあっては、この事務連絡を域内の市町村教育委員会に対し周知いただくようお願いします。

記

- 1 上記通知の記の3の(3)及び上記事例集中「市町村教育委員会の皆様へ」において言及されている「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであること。
- 2 上記通知や上記事例集の記述は、学校教育法施行令第8条で「市町村教育委員会は、...相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを踏まえたものであること。
- 3 今後、市町村教育委員会等においては、上記通知等の趣旨が適切に生かされるようにしていただきたいこと。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室企画調査係 伊賀、佐々木
電話：03-6734-2022
FAX：03-6734-3731
Mail：syokyo@mext.go.jp

(参考)

規制改革・民間開放推進会議の意見（平成18年4月19日）

貴省の原文では、就学校の変更が認められる相当の理由として挙げられている、「いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等」が、単なる事例に過ぎないかのような表現となっている。

第2次答申は、上の3つは、就学校の変更が相当と認められる事由として国が適当と解釈するもので、その他にも変更が相当と認められる事由があり得ることから、その例示を求めるものであり、平成17年12月19日に行われた「教育分野の規制改革に関する審議」において文部科学大臣が発言された内容も踏まえ、以下のように修正されたい。

<修正案>

「また、就学校の変更が相当と認められる理由としては、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等が考えられますが、変更をする具体的な場合については、本事例集に収録された事例も参考にしつつ、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ適切にご判断の上、予め明確にして公表するようお願いいたします。」

文部科学省の回答（平成18年5月15日）

文部科学省としては、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものです。

しかしながら、学校教育法施行令第8条では、「市町村の教育委員会は、…相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを踏まえ、事例集や平成18年3月30日付け通知のような記述にしたものです。

今後、本通知等の趣旨が適切に生かされるよう、市町村教育委員会等に対し、必要な助言を行ってまいりたいと考えます。

平成 19 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（4）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の取扱いについて配慮すべき点は、以下のとおりとする。

- ア 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることを明示すること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- イ 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。
また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。
- ウ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。
ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。
- エ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であると考えられること。
また、都道府県等が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの自治体の判断にゆだねられること。

教職大学院修了者の採用・処遇について

今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）
(平成18年7月11日 中央教育審議会)より抜粋

2. 「教職大学院」制度の創設 - 教職課程改善のモデルとしての教員養成教育 -

(4) その他（設置基準以外の関連事項等について）

修了者の処遇

P.38

教職大学院の修了者の処遇については、具体的には、校長・教頭等学校における一定の職務・位置付け、給与面での処遇その他の取扱いが考えられる。

学校における一定の職務・位置付けについて、特に修了者が現職教員の場合には、地域や学校における指導的役割を果たす教員として活躍することが期待されるが、これらの役割について、制度的に措置を講ずることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において主体的に対応することが適当である。

(中略)

修了者のうち新人教員については、例えば教員採用選考試験において、教職大学院における履修実態等を考慮し、選考の公平性に留意しつつ、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することなどの工夫も考えられるが、教員採用選考の在り方については、都道府県教育委員会等の責任において適切に検討していくことが期待される。

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）(抄)(平成18年3月31日閣議決定)

8 教育・研究関係

ウ 高等教育

事項名	措置内容	実施予定期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
22 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保 (文部科学省)	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先駆的な前提に立って、 <u>制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。</u>			逐次実施

じゅぎょう せいかつ
授業や生活についてのアンケート

このアンケートは、テストではありません。よく考えて、自分の思ったとおりに答えてください。

[REDACTED] 立 小学校 年 組 ()

1 あなたは、次の教科などの勉強はどれくらい好きですか？

それぞれの教科などについて、当てはまるところを選んで、回答欄に番号を書いてください。

1：とても好き

2：まあ好き

3：あまり好きではない

4：好きではない

国語

社会

算数

理科

音楽

図工

家庭

体育

総合

道徳

学級会

2 あなたは、次の教科などの授業が、どれくらいわかつていますか？

それぞれの教科などについて、当てはまるところを選んで、回答欄に番号を書いてください。

1：よくわかつている

2：まあわかつている

3：あまりわかつっていない

4：まったくわかつていない

国語

社会

算数

理科

音楽

図工

家庭

体育

3 学校の授業について、当てはまるところを選んで、回答欄に番号を書いてください。

Q1 授業には集中して取り組んでいますか。

- 1 いつも集中している 2 だいたい集中している
3 あまり集中していない 4 集中していない

回答

Q2 授業で自分の意見や考え方を発言したり、質問したりしていますか。

- 1 よくする 2 ときどきする
3 あまりしない 4 しない

回答

Q3 友達と教え合ったり、協力したりして学習することができましたか。

- 1 よくできた 2 まあまあできた
3 あまりできなかった 4 できなかった

回答

4 学校や家庭での生活について、当てはまるところを選んで回答欄に番号を書いてください。

Q1 学校へ行くのは楽しいですか。

- 1 とても楽しい 2 楽しい
3 あまり楽しくない 4 楽しくない

回答

Q2 朝食を食べるようになっていますか。

- 1 毎日食べる 2 だいたい食べる
3 あまり食べない 4 食べない

回答

Q3 夕食を家族と一緒に食べていますか。

- 1 每日一緒に食べている 2 だいたい一緒に食べている
3 あまり一緒に食べていない 4 食べていない

回答

Q4 早寝早起きをしていますか。

- 1 每日している 2 だいたいしている
3 ほとんどしていない 4 していない

回答

Q5 近所の人人に会ったとき、あいさつをしますか。

- 1 よくする 2 だいたいする
3 あまりしない 4 しない

回答

Q6 一日にどれくらい家庭学習(塾・家庭教師を含)を行っていますか。

回答

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 3時間以上 | 2 2時間30分くらい | 3 2時間くらい |
| 4 1時間30分くらい | 5 1時間くらい | 6 30分くらい |
| 7 20分くらい | 8 10分くらい | 9 ほとんどしない |

Q7 この1ヶ月の間に本を何冊くらい読みましたか。(マンガはのぞく)

回答

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 31冊以上 | 2 21~30冊 | 3 11~20冊 |
| 4 9, 10冊 | 5 7, 8冊 | 6 5, 6冊 |
| 7 3, 4冊 | 8 1, 2冊 | 9 0冊 |

Q8 学校の約束やきまりを守っていますか。

回答

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 いつも守っている | 2 だいたい守っている |
| 3 あまり守っていない | 4 守っていない |

Q9 友達を大切にしていますか。

回答

- | | |
|---------------|------------|
| 1 とても大切にしている | 2 大切にしている |
| 3 あまり大切にしていない | 4 大切にしていない |

5 学校の施設や建物について、当てはまるところを選んで回答欄に番号を書いてください。

Q1 学校は地震の時に安全だと思いますか

- 1 とても安全だと思う 2 まあまあ安全だと思う
3 あまり安全だと思わない 4 まったく安全だと思わない

回答

Q2 学校のトイレは使いやすいですか

- 1 とても使いやすい 2 まあまあ使いやすい
3 あまり使いやすくない 4 まったく使いにくい

回答

Q3 教室は勉強しやすいと感じますか

- 1 とても勉強しやすい 2 まあまあ勉強しやすい
3 あまり勉強しやすくない 4 まったく勉強しにくい

回答

Q4 体育館は使いやすいですか

- 1 とても使いやすい 2 まあまあ使いやすい
3 あまり使いやすくない 4 まったく使いにくい

回答

Q5 校庭(運動場)は使いやすいですか

- 1 とても使いやすい 2 まあまあ使いやすい
3 あまり使いやすくない 4 まったく使いにくい

回答

附2
保護者各位

平成18年

[市立] 小学校
校長

保護者アンケートについて（お願い）

酷暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。
日頃より、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年度もご協力いただきましたが、本校の教育活動等について、保護者の方々のお考え方・ご意見等をお聞きすることにより、さらに充実・発展させていきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ恐縮に存じますが、下記により、別紙アンケートにご協力いただけますようお願いいたします。

記

- 1 アンケート用紙 裏面（児童数調査です）
- 2 提出方法 お子さんに持たせ、担任までご提出ください。
- 3 提出期限 平成18年7月5日（水）
- 4 記入方法

各質問について、該当する欄にそれぞれ1つ〇印をつけてください。判断できないものや知らないものについては（E：判断できない）につけてください。

- A：よく当てはまる
- B：どちらかというと当てはまる
- C：あまり当てはまらない
- D：まったく当てはまらない
- E：判断できない

5 その他

担任等が即回答できるもの等につきましては、確実にお返事等させていただく関係上、アンケートは記名式とさせていただいております。双方向性を有し、実りあるアンケートにしていきたいと考えておりますのでご理解の上、ご協力をお願いいたします。

全体的なアンケート結果につきましては、学校だより等を使ってお知らせしていきたいと考えております。

____年____組 保護者名

A：よく当てはまる B：どちらかというと当てはまる

C:あまり当てはまらない D:まったく当てはまらない

（アーチー） まうたく音ではまらない。
（トム） まうたく音ではまらない。

E：判断できない